



# 事務所だより

Vol.52

SUMMER  
2021

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN·ORIXビル6階

TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律・税務共通 06-6361-0096

ホームページ <http://yamaguchi-law.jp> E-mail: [office@yamaguchi-law.jp](mailto:office@yamaguchi-law.jp) (2021年7月発行)

編集・発行：山口法律会計事務所

暑中お見舞い

申し上げます



マーガレット&セラニウム

二〇二一年 盛夏

弁護士 山 口 健 一  
弁護士 山 口 真 行  
弁護士 山 口 昌 之  
弁護士 東 山 尚 吾  
弁護士 藤 原 智 絵  
税理士 山 口 裕 之

事務所 一同

新型コロナウイルスの蔓延から、もうすぐ1年半になるうとしてい  
ます。この間、私たちの生活は一変しました。緊急事態宣言下で、  
多くの飲食店が休業を余儀なくされ、そこで働く人たちを含め、  
多くの人たちが職を失いました。そのなかには、多くの学生も  
含まれています。国からの補償も、ある程度はなされましたが、  
もちろん十分なものではなく、多くの生活困窮者を生み出して  
います。

こんなとき、真つ先に打撃を受けるのが、社会的弱者といわ  
れる人たちです。住まいや仕事を失って追いつめられる人が後  
を絶ちません。その日の食料にも事欠く人たちが、食糧配布の  
現場に駆けつけなければならぬ現実がそこにはあります。

そんな場合に機能しなければならぬのが、「生活保護制度」。  
しかし、この間、生活保護の水準は段階的に引き下げられ、ま  
た、受給要件は厳しく、手持ちのお金が数万円といった丸裸に  
近い状態でなければならず、また扶養照会の仕組みも、申請を  
ためらわせています。

一方で、今回の東京五輪につき込まれる予算は1兆6440  
円。8割の国民が反対するなかで、五輪は当然のように実施に  
向け突っ走っています。

一方、国民の願いに背を向けた、政治の横暴と劣化は目に余  
るものがあります。原発の再稼働、汚染水の海洋放出、辺野古  
の埋め立ての継続、総務省の企業との癒着。国会審議では、官  
僚のペーパーを繰り返し読み上げるだけの菅首相。そして悪法  
のたび重なる強行採決。こんな政治には一刻も早くおさらばし  
たいものです。

【日本国憲法 第25条】

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び  
公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

# 東京五輪をどう考える

弁護士 山口 健一

この事務所だよりがみなさんの手元に届くころ、五輪は開催されているのでしょうか。

1964年の東京オリンピック。私は中学3年生でした。テレビにかじりつき観戦し、女子バレーボールの決勝戦に興奮したものでした。閉会式で各国の選手団が入り乱れて行進する姿は圧巻でした。オリンピックは素晴らしい。それがあの少年時代の思い出でした。

ひるがえって今回の東京オリンピック。決定したのは2013年9月、2011年3月の東北震災からわずか2年余りで、数万人の人たちが避難を余儀なくされている時期でした。私は、莫大な費用を使ってオリンピックをやるより、あの福島を、そして東北の震災の復興を国は全力でやるべきだと思っていました。もしオリンピックをやることになれば、人の面でも、財政の面でも、

東北の震災の復興が大幅に遅れるのは必至だと思っていたのです。「オリンピックによって、東北は置き去りされる」そんな危機感を持っていました。だから、あるとき東京に決定しないでくれと願っていました。

「東京は世界でも最も安全な都市。東京に影響はない。福島は収束に向かっている。私が安全を保証します。汚染水の状況はコントロール下にある」という当時の安部首相の演説に、耳を疑いました。そんなウソを世界に向かって演説してまで、オリンピックを誘致したいのかと。

2020年のオリンピックは、コロナ禍の緊急事態宣言で1年延期になりました。

この原稿を書いているのは、6月中旬。あと開催まで40日というところです。

1年の延期は、オリンピックが、いかに金にまみれ、政治的に利用さ

れ、薄汚いものであるかを、白日の下にさらしてくれました。オリンピックにかかる莫大な費用を開催都市東京に負担させる一方、利益の大半は、IOC貴族といわれる、ぼったくり男爵とそのお供たちがむさぼっているのです。

IOCの幹部たちは、5つ星ホテル、一泊300万円といわれる部屋に宿泊し、IOCが負担するのは最大400ドル（日本円4万数千円）。そして多くの日本の企業が、このオリンピックで利益を上げるために血道をあげています。

一方政権は、何が何でもオリンピックを開催し、それを政権浮上の足掛かりにして、選挙で大勝しようともくろんでいるのです。

コロナの感染が全く予断を許さない状況の中で、何が何でもオリンピックを開催に突き進んでいる政権。いったん始めたなら、立ち止まったり、再検討したりすることを放棄し、ひたすら進むだけという姿勢に、まるで第2次世界大戦に突き進み、国土が焦土と化したあの戦争と同じだという声さえ聞かれます。

たとえ日本で、非常事態宣言が出

されていたとしても、オリンピックの開催は「YES」というIOC。そして何が何でもやるんだと誘致で大嘘をつき、決定してからは、当初予算の何倍もの資金をつぎ込み、政治的に利用する政権。

日本で、世界で、みんながコロナと戦っているこの時期に、「そんなことわれわれには関係ない、オリンピックを何が何でもやるんだ。」とIOCと菅政権が宣言したのです。今回の東京オリンピックは、オリンピック終焉の記念大会になるのかもしれませんが。



# 相続財産管理人について

弁護士 山口 昌之

## 相続する人がいない？

一般的に、人が保有する財産は、その人が亡くなった場合には相続人（又は受遺者）に引き継がれていきます。遺言を作成していればその遺言に従って、遺言を作成していても法定相続人（配偶者、子、親、兄弟）に対して遺産が引き継がれることとなります。

しかし、遺言もなく、法定相続人もいない場合、亡くなった方（被相続人といいます。）の遺産はどのように処理されるのでしょうか。

## 相続財産管理人

被相続人の遺産を引き継ぐ人がいない場合に利用されるのが、相続財産管理人という制度になります。

相続財産管理人の基本的な職務は、被相続人の遺産と負債を整理して負債を処理すること、本当に相続

人がいないかどうかを確認すること、残った財産があれば国庫に帰属させることなどになります。

## 利用されるケース

相続財産管理人の制度は、主に以下のようなケースで利用されます。

### (1) 債権回収型

債権者が亡くなった方の財産から債権を回収する目的で申し立てられるケースです。不動産に抵当権がついたまま被相続人が亡くなった場合に、債権者が相続財産管理人の選任を申し立てた上で、不動産競売の申し立ることが典型例です。

### (2) 特別縁故型

法定相続人以外の身近な親族が、被相続人の身の回りの世話や金銭的な援助をしていたということはよくあることです。法定相続人であれば相続ができるのですが、法定相続人でなければ一切遺産を得ることがで

きません。このような場合に、特別縁故者への財産分与という制度があります。被相続人に右記のような援助をしていた場合に、一定の要件の元、被相続人の財産の全部又は一部をその方に分与するというものです。

### (3) 権利行使型

この類型にはさまざまなケースが考えられますが、最近増えてきているのが、自治体による空き家処理のために使われるケースです。居住者が亡くなって空き家状態がずっと続いていて、近所からも苦情がでていのに、相続人がいないため誰も手出しができないという場合に、自治体が固定資産税の滞納分を債権として、相続財産管理人の選任を申し立

居住不動産を処分してもらい、空き家問題を解決するというのが典型例です。

### (4) 国庫帰属型

すべての類型で共通することですが、資産と負債を整理して資産が残り、相続人も本当にいなかった場合は、残った遺産は国に帰属させることとなります。

このように、相続財産管理人の制度はあまりなじみがないかもしれませんが、実は特別縁故型は遠縁の親戚の方の援助をしていた場合に利用できる可能性はありますし、近所で空き家問題が生じている場合に利用可能かもしれません。





4月19日最高裁弁論に向かう  
大阪原告・弁護団

2019年新年号で掲載した「アスベスト被害と向き合ってVOL.4」高裁判決のその先へ」の続編をお届けします。

## 最高裁の扉が開いて

令和3年5月17日、最高裁判所前のカメラを通じて、パブリックビューイングに映し出される長い沈黙。判決読み上げから40分、ゆつくりと掲げられた勝訴を告げる3本の旗。拍手と歓喜。



弁護士 藤原 智絵

VOL.5

この日、最高裁判所は、神奈川県、東京、京都、大阪で闘われていた建設アスベスト1陣訴訟において、国と建材メーカーの責任を認める初めての判決を言い渡しました。平成23年7月の提訴からほぼ10年。「ようやく裁判、終わりましたよ。」判決を聞くことなく1月に亡くなられた担当原告さんに向け、心の中で報告をするとともに、歴史が動く瞬間に胸を熱くしました。

## 最高裁判決の到達点

建設アスベスト訴訟は、建築現場で石綿含有建材を加工し石綿粉じんを吸い込み、何十年ものちに石綿関連疾患を発症した建設業者らが、国と建材メーカーを相手として起こしている損害賠償請求訴訟です。平成20年の東京での提訴を皮切りに、現在までに全国9箇所、原告数1100名以上の裁判が展開されてきました。

最高裁での争点は主に2つ。一人親方ら労働者ではない被害者に対する国の責任をどのように判断するか（特に大阪訴訟では、解体工の一人親方に対する国の責任が認められるか）、そして建材メーカーについて民法の共同不法行為責任をどのように判断するか、でした。

これに対し、最高裁は、屋内での建設作業で、石綿粉じんによく露した一人親方らとの関係で、昭和50年10月1日から平成16年9月30日までの間での国の責任を認め、一人親方らの救済に画期的な判断を示しました。

また、建材メーカーの責任については、先に取り付けられたボードなどに後から穴を空ける後続業者も含めて、屋内で作業をする者に対し、販売時に、その建材にはアスベストが含まれていることや、建材から発生する粉じんを吸い込むと重い石綿関連疾患になる危険があることを警告する義務があったとして、共同不法行為による連帯責任を認めました。損害発生に一定の寄与をした加害者らが複雑に競合するアスベスト被害において、その実態と被害者らの立証の限界を踏まえ、民法719

条の解釈を大きく前進させた判断でした。

## めまぐるしく進んだ立法

判決の翌5月18日、国と全国の原告団・弁護団は、各地の地裁・高裁で争われている建設アスベスト訴訟について、国が被害者に謝罪し、和解による早急な解決を図ること、そして未だ提訴をしていない被害者については訴訟によらない制度を創設して補償を図ることを合意しました。

この合意に基づき、急ピッチで作成された法案。6月10日には、国が未提訴の被害者に給付金を支給するための「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が国会で成立しました。給付金の申請は来年4月にも開始される予定です。

判決からたった1ヵ月弱で、これほどまで前進した立法に、改めて10年の重みと最高裁判決の大きさを感ずりました。

## 残された課題に

### 立ち向かい続ける

それでも、大きな課題が残って

ます。一つは、屋根工や板金工などの屋外作業者の被害救済です。サイディングや屋根用化粧スレートなどは屋内で切断されることも多く、作業者が手元で粉じんを吸い込むことは屋内と何ら変わりません。しかし、

最高裁判決では、ばく露濃度が低いといった理由で、屋外作業者に対する国及び企業の責任が不当にも否定されました。

また、責任を認められた建材メーカーからは、判決に基づく支払いには

応じたものの、係属中の裁判に関する抜本的な解決には極めて消極的であり、基金制度などの設立にも向かおうとしていません。このままでは、被害者が訴訟を続けなければならぬ現状が一向に打開されません。

被害の線引きも、命を削る訴訟も、認めることはできません。一日も早く、すべての建設作業者の被害が救済されることを願い、大阪アスベスト弁護団として活動を続けていきたいと思います。

## 「コロナ禍」と休業

弁護士 斉藤 真行

「熱がある社員を休ませたい。」

新型コロナウイルスを心配している。」

先日もこうした相談がありました。

労働者自身が休みを選択する場合と、使用者が労働者を休ませる場合とがありますが、特に「休業手当」が問題となります。

厚労省のQ&Aを参考に解説します。

「休業手当」とは

労働基準法26条は「使用者の責(せめ)に帰すべき事由による休業」では、使用者は労働者に平均賃金の1〇〇分の六〇以上の手当を払わなければならない、と定めています。

この「使用者の責に帰すべき事由」

は広く解されていて、「天災事変などの不可抗力に該当しないかぎりはそれにふくまれる」と言われています。例として、機械の検査、原料の不足、流通機構の不円滑による資材入手難、監督官庁の勧告による操業停止、親会社の経営難のための資金・資材の獲得困難などによる休業の場合にも、休業手当を支払わなければならないとされています。

「新型コロナウイルス」休業と休業手当

新型コロナウイルスに関連して、雇用調整(休業)のために労働者を休ませる場合には、休業手当の支払いが求め

られます(厚労省は、一〇〇分の六〇を超えて(例えば一〇〇分の一〇〇)を支払うことを定めてもらうのが望ましい、としています)。この場合、支給要件に合致すれば、雇用調整助成金の支給対象になります。

「新型コロナウイルス」と

個別の労働者の休業

労働者が発熱を理由に自ら休む場合には休業手当の対象になりません。

それでは、発熱や咳の症状のある労働者を、「新型コロナウイルス感染の可能性がある」として使用者が休ませる場合はどうでしょうか。この場合は、「使用者の責に帰すべき事由」として休業手当を支払う必要があります。

「新型コロナウイルス」の

陽性が出た場合

労働者が新型コロナウイルスの陽性とな

り、入院や療養のために休む場合はどうでしょうか。

この場合には、都道府県知事が行う就業制限の対象になりますので、「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないと考えられています。

労働者が被用者保険に加入していれば、傷病手当金支給の対象になります。

感染拡大防止のため

厚労省は、感染拡大を防止する観点から、体調不良時には仕事を休むことを勧めています。

そのために、労使団体や企業に対して、労働者が休みやすい環境の整備を求めています。病欠休暇・特別休暇などの有給休暇の充実や、休業手当の増額などが考えられるでしょう。

# 民法・不動産登記法

## (所有者不明土地関係)

### の改正

#### 所有者不明土地問題

近年、土地の所有者が死亡しても相続登記がされない等の原因として、不動産登記簿により所有者が直

ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない土地が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題（所有者不明土地問題）が指摘されています。平成30年には、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が制定され、所有者不明土地の利用円滑化や土地所有者の効果的な探索が図られているところ、さらに踏み込み、所有者不明土地の発生予防やその円滑かつ適正な利用のために、令和3年4月21日、民法及び不動産登記法の一部改正法等が成立し、同月28日に公布されました。

不動産登記法関連では、相続登記等の申請義務化や住所等変更登記の申請の義務化など重要な改正が行われ、また、関連して、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰

弁護士 東 尚吾

属に関する法律」も新たに制定されています。紙面の制約もありますので、以下、民法改正の重要部分についてご紹介します。

#### 相隣関係の見直し

隣り合った土地の法律関係のことを、民法では相隣（そうりん）関係と言います。

今回新たに、境界付近工作物の築造や修繕等のための隣地使用請求権（新209条）、電気ガス水道等のライフラインの継続的給付をうけるための導管等の設備設置権（新213条の2）、隣地から越境した枝の切除（新233条）が、民法に規定されました。

#### 共有等の見直し

所有者不明土地は共有状態にあることが少なくなく、共有制度に起因して、適切な利用や管理が阻害されていることも考えられることから、共有制度の見直しが図られました。

#### (1) 共有物の管理、

##### 変更に関する規律の見直し

現行民法上、共有物の変更は共有者全員の同意が必要であり、また共有物の管理は共有者の持分の価格の過半数の同意が必要ですが、改正法は、全員同意が必要な変更から、形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除くこととし、また所在等不明の共有者がいる場合等の共有物変更の裁判を定めました（新251条）。

また、変更に当てはまらない共有物の管理に関する事項については、持分の価格の過半数との規律は維持しつつも、所在等不明の共有者がいる場合など、共有物管理に関する事項を決する裁判ができるようになりました（新252条。賃借権等の設定も可能です）。併せて、共有物の管理者の制度も整備されました（新252条、同条の2）。

##### 手続き

裁判による共有物分割の手続きにつき、現行民法は現物分割を原則としていますが、改正法は、分割方法として、現物分割のほか価格賠償の

方法による賠償分割を明記し、また裁判所は、分割の裁判において、当事者に対して金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他を命ずることができるとし（新258条）、手続きの明確化が図られています。

さらには、不動産について、所在等不明の共有者の共有持分の取得や譲渡に関して新たな裁判手続きが定められ（新262条の2、3）、所在等の判明している共有者や第三者への持分集約の容易化が図られています。

#### 所有者不明土地管理命令等の新設

##### (1) 所有者不明土地管理命令と所有者不明建物管理命令

裁判所は、所有者の所在等が不明などの土地について、利害関係人の請求により、その土地や共有持分について、所有者不明土地管理人による管理を命ずる処分ができるようになります。これを所有者不明土地管理命令と言い、同様の制度として、所有者不明建物管理命令も定められました。

所有者が所在等不明の場合には、

現行民法上、不在者財産管理制度があります。この度、特定の不動産のみを対象とした管理人制度を創設したものです。特定の不動産を管理対象とすることで、管理コストの低減が図られています。

(2) 管理不全土地管理命令と  
管理不全建物管理命令

裁判所は、所有者による土地の管理が不適當であることよって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害される恐れがある場合に、利害関係人の請求で管理不全土地管理人による管理を命ずる処分ができるようになりました(管理不全土地管理命令)。建物についても、管理不全建物管理命令ができるようになりました。

所有者が所在等不明でなくとも、管理不全の状態について所有者の自主的な解決が図れないような場合に、管理人による管理を行い、管理不全状態を除去することを可能とするものです。

相続等 (相続財産等の管理)

相続財産の管理の規律が見直されました。

相続放棄をした者の財産管理について、相続放棄時に相続財産に属する財産を現に占有しているときに、相続人等に引き渡すまでの間、自己の財産におけるのと同じの注意をもって、その財産を保存しなければならぬとし、財産管理の内容を明確にしました(新940条1項)。

その他、相続人が数人ある場合や相続人不在の場合の相続財産管理人については「清算人」と名称を改め(新936条1項、新952条)、公告期間の短縮を図り清算手続きの合理化が図られています(新952条2項、新957条1項)。

さらに、相続開始後10年が経過した後の遺産分割については、特別受益や寄与分を踏まえた具体的相続分を確定することなく法定相続分によって分割を可能とする見直し(新904条の3)、また、共同相続人間の遺産分割の禁止の契約も明文文化されました(新908条2項)。

施行日は原則公布後2年以内

改正民法の施行日は、原則として公布後2年以内の政令で定める日です。



弁護士 中西 翔太郎

の方法やユーモアのセンスの違いに戸惑ったり、「やっぱり東京はちゃうなあ」と関西育ちのアイデンティティを再発見しながら日々を過ごしています。労働審判の申立て、解雇無効訴訟の証拠収集などで困った場面に直面すると、「山口先生や先輩ならこんなときどうする対応するだろうか」と冷静に考えて打開しています。

日々労働弁護士として奔走しつつ、買い物、料理、皿洗い、洗濯、水回り掃除など家事にも全力を出しています。いくらやったりつもりでも唯一の顧客による満足度調査の結果は低く、「また依頼したい」とは一度も言ってもらっていません。そんなときも、「好きなひとといるのが一番や」と快く送り出してくださいました山口先生の言葉を思い出しています。

クライアントの皆様には、短期間で事務所を退所することになってしまい、ご迷惑をおかけし誠に申し訳なく思っております。私の弁護士としての第一歩を支えてくださったことに感謝の気持ちでいっぱいです。誠にありがとうございました。

末筆ながら、クライアントの皆様のご健勝と山口法律会計事務所のますますのご発展を心よりお祈り申し上げます。

「また依頼したい、会いたいと言ってもらえる弁護士になってほしい」。2021年1月、入所して1週間も経たないころ、「事件を解決して困っている人の役に立ちたい」と漠然と思っていた私に、所長の山口健一先生がかけてくださった言葉です。「また依頼したい」と言ってもらうためにはどうすればよいのだろう。山口先生の言葉からは、クライアントから信頼を得ることはそう簡単ではないような気がしました。山口先生から贈られたその言葉が私の弁護士人生の出発点となりました。

2021年4月より、東京の旬報法律事務所、労働者側労働事件に汗を流しています。東京で働く妻と結婚するため、山口法律会計事務所での充実した仕事に後ろ髪を引かれる思いで決断しました。

東京では、労働審判の初回期日が法定の40日以内に入ることがあまりないことに驚いたり、コミュニケーション

## 新型コロナウイルス感染症に 関連する税務上の取扱い

税理士 山口 裕之

国税における新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応と、申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQのうち助成金、見舞金の取扱いについてご紹介します。

### 国や地方公共団体から 助成金等が支給された場合

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国や地方公共団体から助成金が支給された場合の課税関係は、助成金の種類により課税対象となる

もの、非課税対象となるものに区分されます。また、収入に計上する時期もそれぞれ異なります。

### 従業員に対して事業者から

### 見舞金が支給された場合

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下において、社内規程である慶弔基準に基づき従業員に見舞金を支給した場合の課税関係は、

次の要件を満たす場合に非課税所得となります。ただし、緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して、支給が決定されたものについては、そもそも「見舞金」とはいえない場合があります。

①その見舞金が心身又は資産に加えられる損害につき支払を受けるもの

(例)

・従業員やその親族が新型コロナウイルス

イルス感染症に感染したため支払を受けるもの

・多数の者との接触を余儀なくされる業務など、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い業務に従事している者

②その見舞金の支給額が社会通念上、相当であること

(例)

・その支給額が、従業員ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に応じた金額であり、事業者の慶弔規程などで明らかにされており、過去の取扱いに照らして相当と認められること

③その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと

(例)

・本来の給与を減額し、その減額分を支給するものは非課税所得に該当しない

・感染の可能性の程度にかかわらず従業員に一律に支給するものや、感染の可能性の程度が同じと認められるものの、特定の従業員に支給するものは非課税所得に該当しない

### 【課税対象となるもの】

助成金等の種類	収入計上時期
・持続化給付金	・支給決定時
・雇用調整助成金	・支給決定時又は経費発生時
・小学校休業等対応助成金(支援金)	
・家賃支援給付金	
・医療機関、薬局等における感染拡大防止等支援事業における補助金	
・小規模事業者持続化補助金	・経費発生時
・新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に係る利子補給金	

### 【非課税対象となるもの】

- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金
- ・特別定額給付金
- ・子育て世帯への臨時特別給付金等





コロナで、おうち時間が増えました。「帰りに一杯」もなくなり、仕事が終わると自宅に直行です。その分、夕食はほとんど自宅になり、家飲

弁護士 山口健一

### おうち時間

# おうち時間



みです。食事の後は、夕刊を風呂に持ち込んで、のんびり長湯。

休みの日は、庭の草取りと畑仕事。三家族でやっていた畑が、二家族撤退。おかげで三家族分の畑を、わが家が一手に。いつもの野菜類に加えて今年はいちゴに挑戦。100株近いイチゴを植えて、この春は孫たちといちご狩り。ときどきカラスやアライグマにもおすそ分けしながら、みんな楽しんでました。といっても、植えて育てるのは、もっぱら妻。草刈りや、土の耕し、畝づくり、くい打ちなどの力仕事は私の役割です。

### 網戸洗い

弁護士 齊藤真行

取り外しができない網戸洗いに挑戦しました。カー用品のホコリ取り用ブラシで網戸のホコリをとります。次に、網戸の下に布（雑巾）を敷いて、濡らしたスポンジに家庭用洗剤を含ませて、網戸を軽くこすります。次に水で濡らしたスポンジで軽くこすって、汚れと洗剤を落とします。最後に乾いた布

### ネコが邪魔を...

弁護士 山口昌之



家でパソコンを開いて仕事をしていると、キーボードの上を堂々と歩いて行ってたっさんのキーを踏む、Web会議をしても前から後ろか

で、網戸の水気（水玉）を取ります。

以前から汚れたまま手つかずになっていたので、ネット情報を見つけてなるほどと思って実践してみました。すっきりしました。



ら画面の横を通り過ぎる、エサをくれと鳴く、などなど、人の邪魔をしたくてしょうがないのでしょうか。

そうかと思うと、全くこちらには目もくれず長時間眠り倒す、という気まぐれさも持ち合わせています。

こちらが仕事をしているときは眠る、こちらが暇なときに遊んでくれと近付いてくる、という空気を読んだ行動をして欲しい、が無理ですね。空気を読まないところもまた良さなのでしょう。

### 24×8＝192時間

弁護士 東 尚吾

テレビドラマはほとんど見ないのですが、ある先輩から薦められ、今更ながら、アメリカFOXテレビで放映されたアクションドラマにはまってしまい、読書・睡眠時間が削られる始末です。

全部で8シーズン（続編除く）、シーズンごとに24話、1話1時間です。正義の名のもとに、恐ろしいほどに人命が奪われ、また人が痛めつけられたりする点では相当キツイ内容なのですが（人権感覚もへったくれもありません）、物凄いスピード感で心理戦や駆け引きが展開されていく様に、つつい引き込まれ、不覚にも、一種の爽快感を感じてしまいます。



### そついえば

弁護士 藤原智絵

はい、実を言うと、最近、特に家の中で、「ジュンコチュチュチュ」とか「西村放送局です」とか「なんそれ」とか：何の脈絡もなく、新旧問わず、ネタのワンカットが頭から離れなくなります。

ええ、松本チエアマンの番組はかかさず録画しています。粗品がもらえる一般視聴者は、うらやましいです。真

### 靴磨き

税理士 山口裕之

時間を見つけて気晴らしに靴を磨きます。まず、馬毛のブラシで、ゴミやほこりを払い落とします。馬毛は毛先が細く柔らかく、ほこりを取るのに最適です。次に、液状の水溶性クリーナーを布に染み込ませ、ブラシでは取れなかつた細かな汚れと古いクリームが落ちるまで拭き取り、新しい乳化性クリームを



剣に勉強になります。

あと：すごく個人的には、コウメ太夫を15年ぶりに頻繁にテレビで見られて幸せです。

あ、大橋裕之さんのアニメ映画「音楽」、いいですよ。笑えて、解放されます。

えっと、今回のテーマ何でしたっけ？



こついの必ずやります、はい。

薄く塗っていきます。これは革に栄養を与えるとともに、傷などを目立たなくする補色効果もあります。最後に豚毛のブラシで余分なクリームを取り除き、シューキーパーを入れて終了です。

### パン作り

事務局 北野佳名子



焼きたてパン屋さんの前を通ると、香ばしいパンのいい香りに癒されます。

おうちで、パン作りにチャレンジしてみました。初めは、フワフワの白パン、次にメロンパン。全粒粉入りのハード系のパン、ベーコンエビも焼いてみました。

材料をきっちり計量して、生地をしっかりとこねる。パン生地が、ふっくら発酵できるときは、感動的でした。おうちでパンを焼くことで、焼きたてのパンをすぐに食べることができるとは、とても嬉しい気持ちになります。自分で焼いたパンを持って、ピクニックに行つて、青空の下で、食べたいです。

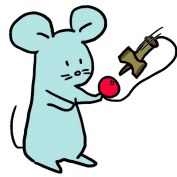
### お家時間の過ごし方

事務局 八重垣有夏里

お気に入りの紅茶やコーヒーを片手に積読している本を片っ端から読んでいたり、お菓子を片手に気になっていた映画を見たり、攻略できなかったゲームを進めたり、YouTubeで動画を見ながら運動をしたりと、おうちでいるのが大好きな私はこぞとばかりに好きなことをして過ごしていますが、最近

### ゲーム

事務局 澤田智子



コロナによるお家時間では、家族でゲームをして過ごしています。ゲームといっても、テレビゲームはないので、人生ゲーム・オセロ・将棋・トランプ・けん玉などです。そのなかでも、わたしのお気に入りには、将棋です。去年の



なんだか少し飽き気味です。他にも何か熱中できることが欲しいなと思っています。最近では習い事も毎月教材が自動的に届くものや、オンラインでレッスンが受けられるものがあるそうで、これを機に新たな趣味を探してみるのもありかなと考え中です。

自粛期間に初めてやり始めました。

相手の領域に入ったら駒を裏返すこともでき、駒の動きも変化する。目の前のことしかみえていないわたしは、小学1年生の息子に負けっぱなしですが、将棋の奥深いおもしろさに魅了されています。

また、4月から学童でけん玉を始めた息子の上達ぶりに驚き、かつてわたしもそうであったことを懐かしく思いながら、とめけん・飛行機・世界一周と二人で競い合つて楽しんでいきます。

# #ゲーム感覚で

事務局 富田宏史

あれだけトレッキングだ何とかだ…と活動していたのに、アウトドア活動がとんとご無沙汰となり、身体も緩くなってきた感じが出てきたような…というそのころ。

年明け、我が家にNintendo Switchと「リングフィット アドベンチャー」が導入され、「なんでそんなんなアカンねん！」とかなり後ろ向きだったものの、いざやってみると、輪状のキャラクター「リング」とともに主人公がさまざまなコースを冒険するRPG仕様ではないですか。敵を倒したり、コースをクリアしたりすると、主人公は運動に応じたエクササイズポイントを得てレベルアップ。



常に本当にたくさん覚えてくれます(各国の言語に変更も可能。他言語の誉め言葉も勉強に)

能力がアップしたり、新たなフィットスキルを覚えたりすることも。ハマりこんでレベルやアイテムをコンプリートする癖が如何なく発揮され、間もなく1クール目のワールドを制覇、2クール目に突入中…少しウエスト周りの浮輪が減って腹筋見えてきたかも(喜)。

## スパイス料理を作る!

事務局 宮嶋暁子

もう何年も前からスパイス料理に夢中です。

特に南インド料理が好きで、ついに自分でベジミールスを作るまでになりました。ミールスというのは、バナナの葉のうえに、お米(南インドではお米が多いようです)、コランブやラッサム等のカレーやスープ、ワルワルやポリヤルといったお惣菜、ヨーグルトでできたモール、そしてお漬物のようなピククルなどが載ったワンプレートランチのような一品。

いろんな組み合わせで混ぜながら頂くと、いろんなスパイスの香りが口いっぱい広がる

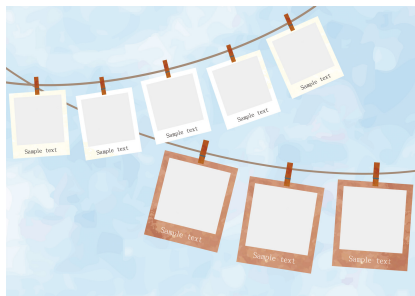


がってさながら小宇宙のよう。最近ではひたすらスパイス修行に励んでいます。自分でも、一体どこに行こうとしているのか…謎です。

## 思い出整理のはずが

事務局 岡山幸代

綺麗な景色、おいしいもの、楽しい瞬間などなど。気軽に



写真を撮っているうちに、スマートフォンの中はデータでいっぱい…。

気がついていながらも、また今度でいいかと目を背け続けていましたが、先日やっとな重い腰を上げてデータ整理に取りかかりました。

数年間の写真が溜まっていたので、外出先での写真が多く、当手を振り返って思い出しに浸ったり、懐かしい写真を友人に送ったり…。

整理しよう!と意気込んでいたのも束の間。整理しているはずが、いつしか写真を楽しむ時間に変わってしまった、なかなか捗りません。おうち時間はまだまだ続きそうです。

## ヨガマット

事務局 尾西美紀

今まではごくたまに、気が向いたときに運動不足解消のため、家の近くにある大きな公園でジョギングをしていましたが、外出自粛となつてからまったくしなくなりました。

加えて一大イベント結婚式が終わるとともに緩く続けていた節制生活も終わりました。



このダブルパンチで体重がみるみる増加し、このままではいけない、何か家でできることを、それとやる気の出る物をと、ヨガマットを買ってみました。

すると、床だと痛くて続かなかつたストレッチが楽しくなるようになり、再び開脚ができるようになりました! しかし体重にも体型にも変化はないので家トレを今年後半の目標にしたいところです。

## 編集後記

2021年夏号を読んでいたとき、ありがとうございます。初めのこと務所ニュース編集、わからないことだらけでたくさん周りの方に助けてもらいました。無事皆様の手元へお届けでき、ほっとしております。

(尾西美紀)

新連載

わたしのおすすめ



クラシック音楽ファンの皆さまにはおなじみのベルリン・フィルハーモニー管弦楽団。デジタル・コンサートホールは、ベルリン・フィルの映像配信ポータルです。家にいながらにして年間約30回のライブ中継をリアルタイムで視聴でき、ライブ中継を見逃しても、数日後には、演奏会の映像がアーカイブ・コーナーにアップされます。

2008年に開設され、過去60年間の600本以上にわたるコンサート映像がライブとオンデマンドで視聴可能。ベルリン・フィルに関するドキュメンタリーや楽団員・指揮者のインタビュー映像も充実していて、いつでも見ることができ魅力です。

これまで日本で放映される機会が少なかった、子どもやユース世

代向けの教育プログラムだけではなく、往年の名指揮者の映像も見逃せません。カラヤンの私生活を追ったドキュメンタリーや毎シーズン終わり(夏休み前)に野外で行われるヴァルトビューネ・コンサートも臨場感たっぷりです。

先日は、WEBでコンサートホールツアーが始まるとの告知があり、参加してみました。毎週土日の午前と夕方にドイツ語か英語でのツアーがあり、選択して申し込みます。チケット代金をオンライン決済するとZoomのURLがメールで届きました。時間となりアクセスするとガイドさんが準備しています。Zoomなので、



2014ベルリン・フィル定期演奏会(再訪希望★WEBで直接チケットを手配できる時代になりました)

参加者からセッティングの質問があったりして本題に入る前にドイツ語が飛び交っていましたが、いよいよ始まると、コンサートホールがどのように建設されたのか、立地の選定、建築家によるコンペ、世界中のホールが参考にする「ブドウの段々畑のように配置された観客席と、指揮者とオケがその中心に位置する」意味、パイプオルガンの配置に問題が生じたことやカラヤンが設計にも深くかかわっていたことなど、一つ一つのできごとや理由、エピソードなどが、

ガイドさんのお話と写真・映像・設計図などを共有画面で理路整然に順を追って説明されました(いかにもドイツらしい)。バックヤードツアーのように、もっと気軽に覗かせてもらえるようなエンターテインメント性のあるツアーと思っていたところ、かなりマジメなもので苦笑いしてしまいました。興味深いツアーでした(1時間のツアーでわずか5€)。

コロナ禍でコンサートの開催キャンセルが相次ぎ、チケットの払戻しを受けたりして何かしら寂しい思いをしていましたが、こうして自宅でたっぷり音楽に浸ることができるとは、とてもうれいものです。

(事務局 富田宏史)



〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN・ORIXビル6階

事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」を降りてすぐです。

法律部門 TEL 06-6361-3234
税務部門 TEL 06-6361-3224
法律・税務共通 FAX 06-6361-0096

業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00
弁護士の子定により、18時以降の業務もあります。
休日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、Eメールもご利用ください。

夏季休業 8月12日(木)～13日(金)

- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出てなにわ橋(ライオン橋)を北側に徒歩5分
○地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て北側に徒歩5分

ホームページ http://yamaguchi-law.jp
E-mail office@yamaguchi-law.jp